

令和３年第１回安芸市農業委員会定例会議事録

１．開催日時 令和３年１月２２日（金）午後１時３０分から２時１０分

２．開催場所 安芸市役所 二階 会議室

３．出席農業委員（１２人）

会長	１番	内川 昭二
会長職務代理者	３番	大久保暢夫
	４番	川島 一義
	５番	千光士伊勢男
	６番	野村 勉
	７番	樋口 なぎさ
	８番	西岡 秀輝
	９番	有澤 節子
	１０番	福本 隆憲
	１１番	西岡 大作
	１３番	栗山 浩和
	１４番	小松 豊喜

４．欠席農業委員（２人）

会長職務代理者	２番	野町 亜理
	１２番	山内 芳幸

５．出席農地利用最適化推進委員（６人）

伊尾木	黒岩	榮之
土居	入交	大輔
井ノ口	小松	昌平
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳
赤野	大野	實

６．議事日程

報告第１号 農地法第３条の３届出について

議案第２号 農地法第３条許可申請について

報告第３号 農地法第１８条第６項解約通知報告について

議案第４号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

議案第５号 非農地証明願について

議案第６号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	大坪 浩久
事務局次長兼振興係長	長野 顕文
事務局農地係長	岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数12人です。欠席委員は、2番野町亜理委員、12番山内芳幸委員で、所用のため欠席との届出がございました。なお、11番西岡大作委員からは遅参の連絡がっております。

次に事務の概要報告をいたします。

1月21日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に大久保暢夫委員及び川島一義委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3届出について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3届出についてですが、今回は5件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口乙、小谷の5筆で、面積は全部で2,684㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり小谷の1筆で、面積は694㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり黒鳥の1筆で、面積は694㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号4番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口乙の6筆で、面積は全部で2,493㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号5番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり東浜、西浜の2筆で、面積は全部で800㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（発言等なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は3ページです。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり赤野甲の1筆で、地目は田で、面積は1,032㎡です。

売買による所有権移転の申請でナスを栽培しております。所在地につきましては、4ページに地図がございます。

赤野の吉野池の西の赤野八流地区は場整備区域にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては1月12日に野町亜理委員、長野榮徳委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を長野榮徳委員、お願いします。

長野推進委員 1月12日に長野君と野町亜理委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

（発言等なし）

議長 別になければ、採決いたします。議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 はい、賛成多数です。よって議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について説明いたします。議案書は 5 ページです。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで井ノ口乙の 1 筆です。地目は田で、面積は 1,523㎡となっております。

当初は平成 11 年 6 月 25 日から平成 14 年 6 月 24 日まで 3 年間の賃貸借権の設定がされて、農地法第 17 条の規定により、現在までその権利が自動更新されておりましたが、他の農家が耕作するため、双方合意による解約の通知書が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第 3 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は 6 ページになります。

申請番号 1 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 1,272㎡です。水稻を栽培しており、5 年間の賃貸借契約をし、賃借料は 10a 当たり米 1 俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、7 ページの左に地図がございます。伊尾木岡集落の西の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の判断につきましては、事前にお配りしています A 3 サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号 2 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野甲の農地 1 筆で、地目は田で、面積は 900㎡です。

ナスを作付する予定をしており、3 年間の賃貸借契約をし、賃借料は 10a 当たり米 7 俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、7 ページの右に地図がございます。赤野太夫屋地の吉野池の南にある赤野八流地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,860㎡です。

水稻を栽培しており、3年間の賃貸借契約をし、賃借料は米1俵現物払の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、8 ページの左に地図がございます。僧津集落内にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地2筆で、地目は田で、面積は2,379㎡です。ユリを栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、8 ページの右に地図がございます。井ノ口の葉タバコ生産組合協同乾燥場の北東にある井ノ口の農免道路沿いにある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号5番は、農地中間管理事業を活用した案件となります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,262㎡です。作物は転借人がショウガを作付する予定をしており、3年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり30,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、9 ページに地図がございます。井ノ口宮ノ上集落の北にある井ノ口宮ノ上地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る

農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番は内川昭二委員、黒岩榮之委員、申請番号2番は野町亜理委員、長野榮徳委員、申請番号3番は福本隆憲委員、入交大輔委員、申請番号4番、5番は大久保暢夫委員、小松昌平委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は黒岩榮之委員、申請番号2番は長野榮徳委員、申請番号3番は入交大輔委員、申請番号4番、5番は小松昌平委員、お願いします。

黒岩推進委員 1月12日に岡田君と内川昭二委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

長野推進委員 1月12日に長野君と野町亜理委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

入交推進委員 1月14日に長野さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

小松推進委員 1月14日に長野さんと大久保暢夫委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第5号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田） 議案第5号、非農地証明願について説明いたします。議案書は10ページをご覧ください。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、現況地目は宅地、面積は全部で286㎡となっております。所在地の地図は11ページに掲載しております。伊尾木保育所の東にある土地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は昭和25年、昭和31年、昭和32年築の物置や居宅などの敷地になり現在に至っております。建物自体は今年、老朽化のため取り壊しを行い、碎石を敷いた更地になっていましたが、航空写真で以

前の状況を確認でき、建物の建築年も提出資料で確認されております。

現地につきましては1月12日に内川昭二委員、西岡秀輝作委員、黒岩榮之委員に確認していただきました。

これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告は私が行ないます。西岡秀輝委員もお願いします。

1 番内川委員 1月12日に岡田君と西岡秀輝委員と黒岩榮之委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8 番西岡委員 1月12日に岡田君と内川昭二委員と黒岩榮之委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野) それでは議案第6号の説明をさせていただきます。今までの定例会でもご報告させていただきましたように他県において農業委員会会長等の不祥事が発生しました。農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。そこで、農業委員及び農地利用最適化推進委員の法令遵守の意識を今一度徹底するために本議案を提出させていただきました。

決議案を朗読させていただきます。

(決議案を朗読する。)

以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 他になければ採決をいたします。議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)については、原案どおり決議することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)については原案どおり決議することに決定しました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 来月の定例会は２月２６日の金曜日の午後１時３０分より行いますので、出席をお願いします。

令和３年度は、お配りした資料のように祝日の変更がありますので、先月の定例会でお渡しした農業委員会手帳を訂正してください。

今年は県外視察を予定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、来年に延期する可能性があります。

事務局長 この後、人農地プランのアンケート回収について、農林課担当から説明があります。

（農林課岡村補佐より説明）

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。